

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準

(18) 中高層住宅地区(藤白台1丁目(1))

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準	チェック	備考
(1) 広告物は自家用のみとする。		
(2) 壁面広告物のみとする。		
(3) 周辺環境や建築物と調和したデザインとし、地色は低彩度のものを使用する。		
(4) 表示面積の合計は設置する壁面の1/20以下とする。		
(5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りでない。		